

新

高知県行政改革プラン

★★将来に希望の持てる県づくりに向けて★★



平成 22 年 3 月

高 知 県

(5) 公社等外郭団体の見直し

県が基本金等の25%以上を出資している団体（株式会社を除く。）については、平成16年3月に改革の基本方針「公社等外郭団体の改革について」を取りまとめ、原則、廃止又は民営化することを前提に、団体の必要性やあり方について点検評価を行い、団体の統廃合や県職員派遣の見直し、経費削減による経営改善等に取り組んできました。

その結果、平成21年までの5年間で7団体が廃止されています。

年 月	内 容
H16.6月	(財)グリーンピア土佐横浪の破産
H16.10月	(財)高知県漁業振興公害対策基金の廃止
H17.3月	(財)高知県政策総合研究所の廃止
H18.1月	(財)高知県国民年金福祉協会の廃止
H20.3月	(財)高知県ふくし交流財団及び(財)高知県障害者スポーツ振興協会を(社福)高知県社会福祉協議会に統合
H21.3月	(財)高知県下水道公社の廃止

一方、最近になって公社等に関係する新たな法律が施行され、**公益法人制度改革***が行われるようになったり、**第三セクター***等を整理・再生する際に発行できる**第三セクター等改革推進債***が創設されるなど、公社等を取り巻く環境には大きな変化が生じています。

こうした制度改正や、これまでの改革の取組結果を踏まえ、以下の対象団体について、次ページの基本方針により**公社等改革**を進めていきます。

公社等改革の対象団体

- 1 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（株式会社を除く。）
- 2 県が出資をし、かつ、県職員を派遣している法人（株式会社を除く。）

※ なお、株式会社は基本的に利益を上げることを目的に経営されており、株主との関係の中で経営改善が図られるべきとの理由から、このプランの対象からは除外しますが、県の出資割合が4分の1以上の株式会社については、対象団体に準じて経営情報を公表するとともに、健全経営を確保し、県の財政的支援の縮小に努めます。

公益法人制度改革:平成20年12月に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等が施行され、既存の社団法人及び財団法人は、平成25年11月末までに公益社団法人・公益財団法人か、もしくは一般社団法人・一般財団法人への移行申請を行うことが必要となりました。特に公益法人へ移行する場合、公益目的事業比率が50%以上か、不特定多数の利益増進に寄与するものか等の基準により、厳密に判定されることとなり、今後の団体のあり方にも大きく影響してきます。

第三セクター: P60の脚注で解説

第三セクター等改革推進債:平成21年4月から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行され、第三セクター等の負債の一定部分が自治体の財政健全化の判断に反映されるようになりました。これに関連し、平成21年度から25年度までの時限措置として、第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる経費を対象とする地方債「第三セクター等改革推進債」が制度化され、経営状況が悪化している第三セクター等は、存廃を含めた抜本的な改革が求められています。

改革の基本方針

項目	内容
①団体の廃止・統合	<ul style="list-style-type: none"> ・設立当初の目的が達成された団体や、社会経済情勢の変化等により存在意義が薄れている団体、事業の必要性が低下している団体は、引き続き「廃止」又は「縮小」に取り組む。 ・事業内容等が類似している団体や、組織を統合することで合理化又は執行体制の強化等が期待できる団体は、「合併」する。 ・多額の長期負債を有する団体で、県が債務保証等を行っており、事業の廃止が適当と認められるものについては、第三セクター等改革推進債を活用する等して、抜本的な改革を行う。 ・体制縮小や廃止に当たっては、プロパー職員の処遇について十分配慮するものとする。県は、団体への関与の状況に応じ、団体と協力して、団体間の人事交流や再就職の支援を行う。
②健全経営の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県が財政的支援を行っている団体は、組織体制のスリム化や管理費の縮減等に取り組む。特に経常赤字が続いている団体や累積赤字を有する団体については、経営の合理化を強く推進する。 ・県が財政的支援を行っていない団体は、引き続き自立した経営を確保する。 ・法人の設立目的に応じ、県以外からの事業の受託や自主事業による財源確保に努める。 ・他団体との管理部門の一元化や事務の共同化、団体間及び団体内での役職員の兼務化等も検討する。
③県の人的関与の縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・運営の自立性、主体性を高めるとともに、経営責任を明確にするため、県の人的関与を引き続き縮小する。 ・県職員の派遣については、必要最小限の範囲とする。 ・県職員が事務局を兼務している団体については、自立した運営体制を確立する。 ・民間活力の導入のため、民間から積極的に役職員を登用する。
④情報公開の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の透明性を確保する観点から、財務諸表、事業計画、組織・人員管理状況、活動内容などの情報は積極的に公開する。
⑤新公益法人制度への円滑な移行の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・法定の移行期限（平成 25 年 11 月末）までに公益法人又は一般法人へ円滑に移行できるよう、県は事務手続等のサポートをする。
⑥県退職後の再就職に係る透明性・公平性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県退職者が公社等へ再就職した場合、給与の支給額に上限を設けるとともに、公社等からは退職金を支給しない。 ・県を退職する管理職員には、公社等も含めて再就職先の報告を求め、その結果をホームページで公表する。また、公社等の役職員に占める県退職者の人数については、経営状況の情報と合わせて公開する。
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパー職員の新規採用（退職補充を含む。）にあたっては、将来見通しを十分考慮の上、慎重に行うものとする。なお、採用が必要な場合には、他団体の見直しに伴うプロパー職員の団体間異動を含めた雇用対策の検討が必要なため、公社等改革推進会議に諮る。 ・公社等における人事の活性化やプロパー職員の育成のため、団体間の人事交流も検討する。

① 重点的に改革を進める団体

P.45 に定める対象団体の中でも、以下に掲げる団体については、特に重点的に改革に取り組むものとしします。

(財) 高知県競馬施設公社

取組の方向 廃止（平成 25 年度までに）

概要

同公社は、競馬場施設を建設、所有し、この施設を高知県競馬組合に無償で貸し付けるとともに、県と高知市から補助金を受け、建設債務の償還事務を行っています。

従前から債務処理が終了した時点で解散を予定していましたが、公益法人制度改革に伴う法令の規定により、債務超過の状態では財団として存続ができないことになりました。

このため、平成 25 年度までに財団としては解散することを前提に、財産の移管や施設管理の方法等について、関係機関と協議を進めます。

(財) 高知県苗木需給安定基金協会

取組の方向 廃止（平成 23 年度までに）

概要

同協会は、国の定める「苗木需給安定基金造成事業実施要領」に基づき、造林事業に必要な苗木の計画的な生産と供給の安定を図るため、苗木生産者が出荷調整により苗木を廃棄した場合の損失補償を行う団体として設立されました。

近年、全国的に林業用種苗の需要が減少し、苗木生産量も減少したことから、調整交付金（損失補償）の交付実績が低調な状態が続いており、会計検査院は林野庁に対して苗木需給安定基金の見直しを指摘しています。

本県においても、こうした国の動向に対応し、平成 23 年度までに財団を解散します。

(財) エコサイクル高知 ・ (財) 高知県医療廃棄物処理センター

取組の方向 合併（平成 23 年度までに）

概要

(財) 高知県医療廃棄物処理センターは、現在、高知市において医療系産業廃棄物の中間処理を行っていますが、(財) エコサイクル高知が日高村に建設中のエコサイクルセンターに医療廃棄物処理施設を移設することになっています。

こうした状況を踏まえ、両財団は平成 23 年度までに合併し、(財) エコサイクル高知を存続法人とします。

合併後は、自主性、自立性の高い運営を基本とし、健全な運営の確保に努めます。



高知県道路公社

取組の方向 廃止（平成 36 年度までに）

概要

同公社は、高知桂浜道路の管理運営を行っており、債務の償還後に廃止する予定です。

現在のところ、料金収入が管理運営費を僅かながらも上回り、負債総額は徐々に減少しつつありますが、償還のための市中銀行借入金の金利が上昇した場合は、単年度収支が赤字となり、負債が増加に転じることとなります。

また、仮に現状レベルの収支を維持した場合でも、料金徴収期限である平成 36 年度には、30 億円以上（県出資金を除く。）の債務が残るものと見込まれています。

このような状況を踏まえ、当面は交通量の増加対策や維持管理費の縮減等の経営改善の努力を継続し、また、第三セクター等改革推進債の活用も検討しながら、県財政にとって最も負担の少ない時期及び方法により公社を廃止することとします。

高知県土地開発公社

取組の方向 ▶ 存廃を含めたあり方の検討

概要

同公社は、昭和 48 年に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立され、公共用地の先行取得等の業務を行っています。

近年、公共事業の減少や地価の下落により、先行取得の需要は減少していますが、社会資本整備が遅れている本県においては、これからも積極的に公共事業を進める必要があり、機動的な用地取得が可能な公社の機能は、依然として有用な面があります。

一方、公社が長期に保有している土地については、処分の目途が立っておらず、中でも最大規模の秦南団地の利活用策は慎重な取扱いが必要です。

このため、当面は国直轄事業や県事業の用地取得を主体として経営を確保しつつも、平成 25 年度までに第三セクター等改革推進債を活用して業務の全部又は一部を廃止することも視野に入れ、引き続き公社のあり方を検討します。

なお、仮に公社として存続する場合も、住宅供給公社との役員兼務やワンフロア化による組織統合を維持するとともに、新たなプロパー職員は雇用せず、県職員の派遣やOB職員の活用、他団体との兼務等により対応します。

(社) 高知県森林整備公社

取組の方向 ▶ 別掲

(財) 四万十川財団

取組の方向 ▶ 県職員派遣の見直し（流域市町主体の体制へ移行）

概要

同財団は、産・学・官・民が連携して四万十川の保全と流域の振興に取り組む組織として、平成 12 年 2 月に設立されました。

これまで県職員を事務局長として派遣してきましたが、取組の実効性を高めるためには、流域市町やNPO等民間団体の「自らの財産である四万十川は自ら守り育てる」という意識を高め、主体的な参加を得ることが必要です。

このため、県の人的関与を見直し、流域市町主体の体制へ移行します。（当面はその体制づくりに取り組むため、県職員の派遣を継続しますが、遅くとも平成 25 年度までには事務局の体制を見直します。）



(財) 高知県内水面種苗センター

取組の方向 事務局の体制見直し（内水面漁連主体の体制へ移行）

概要

同センターは、アユ等の種苗生産施設を所有し、これを高知県内水面漁業協同組合連合会（内水面漁連）に有償で貸与して、同漁連の職員が種苗生産を行っています。以前、財団を廃止することも検討しましたが、施設の移管に伴う諸費用の課題があり、実現に至っていません。

今後は、公益法人制度改革を機に、県から自立して責任ある運営を確保するため、県水産振興部内に設置している事務局の体制を見直し、内水面漁連主体の組織体制へ移行します。

(財) 高知県農業公社

取組の方向 経営の健全化

概要

同公社は、農地の仲介・斡旋をはじめ、新規就農者への相談及び資金の貸付等の事業を行っており、県の主要産業である農業の振興を図る上で、重要な役割を担っています。

これまで、農業会議との役職員の兼務化や、給与の減額等による経費節減の努力を重ねてきましたが、依然として多額の累積損失や未収金を有しており、厳しい経営状態が続いています。

このため、早期の経営改善に向けて、組織体制の合理化、県職員派遣の見直し、管理経費の削減、未収金の着実な回収と発生防止、事業収益の増大等に取り組み、累積損失を計画的に解消していきます。

その他

(財)高知県魚さい加工公社

例年、経常収支の赤字が生じていますが、その大きな要因は施設の減価償却費であり、現在は県から財政援助を受けることなく運営されています。引き続き魚あらの適正処理に取り組み、自立的で効率的な経営の確保に努めます。

高知県住宅供給公社

入居者の利便性や行政のスリム化の観点から、平成 18 年に法制化された「管理代行制度」を活用し、県営住宅等の管理業務を主体に行っていきます。

なお、今後は住宅・宅地の量的充足を目的とした新規の開発は行わないこととし、既に分譲用地として開発した土地については、早期に分譲を進めます。

(財)高知県スポーツ振興財団・(財)高知県体育協会

両団体の機能と役割が重複している部分があることや、新公益法人への移行に際しては、大幅に理事会・評議員会の体制を見直す必要があること等を踏まえ、より効率的かつ効果的に事業を実施できる体制を検討します。

高知県森林整備公社
経営検討委員会:公社
の今後の方向性につ
いて、平成22年2月
に
・存続
・民営化
・県有林化
・事業廃止
を含めた抜本的な経営
改革の推進に取り組
むという中間報告が行
われています。

② 森林整備公社の経営改革プラン策定

(社)高知県森林整備公社は、分収林特別措置法に基づき、個人や団体から借り受けた土地に植林し、伐採時に木材販売収入を土地所有者と分けあう分収林事業を行っています。

植林してから木が生育して売却できるまでには多くの年数がかかるため、その育林経費については、県や金融機関からの借入で賄っており、平成20年度末で約280億円もの負債を抱えるに至っていますが、昨今の木材価格の低迷により、借入額に見合う売却益が望めない状況になっており、抜本的な経営改革が必要になっています。

このため、平成21年度に有識者や林業関係者等で構成する「高知県森林整備公社経営検討委員会*」を設置し、今後の公社の存廃を含めた経営改善策を議論するとともに、**平成22年度末を目途に改革プランを策定**することにしており、同プランに沿って積極的に経営改革を進めていきます。

また、全国の林業公社が同様の問題を抱えているため、他の府県とも連携しながら、国に対して更なる公社支援策の提案を行う等、公社の経営問題の解決に取り組めます。



【参考】県が資本金等の1/4以上を出資する団体等の経営状況

No.	団 体 名	出資の状況		平成20年度決算(千円)				平成21年度 役職員数(人)					
		県出資 金(千円)	出資 比 率 (%)	経常収支	負債	正味財産	県の債務保 証等残高	常勤役員		職 員			
								うち 県派遣	うち 県OB	うち 県派遣	うち 県OB	うち 県OB	
1	(財)高知県生活衛生営業指導センター	1,500	27.3	74	1,923	14,032	0	1	0	1	3	0	1
2	(財)高知県福祉基金	744,726	94.0	176	0	850,030	0	0	0	0	0	0	0
3	(財)高知県文化財団	250,000	50.0	43,849	323,821	606,886	0	2	0	1	51	33	0
4	(財)土佐山内家宝物資料館	70,000	70.0	1,447	17,010	134,201	0	1	0	0	5	0	0
5	(財)高知県国際交流協会	313,500	64.4	1,742	9,143	491,088	0	1	0	1	3	1	0
6	(財)こうち男女共同参画社会づくり財団	5,000	50.0	2,705	14,647	20,630	0	1	0	1	3	1	0
7	(財)高知県人権啓発センター	11,000	51.9	▲141	11,878	21,341	0	1	1	0	7	6	0
8	一般財団法人 高知県地産外資公社	3,000	100.0	<平成21年8月設立>				1	0	1	7	6	0
9	(財)高知県産業振興センター	41,000	49.9	95,893	14,465,034	2,933,133	312,009	2	2	0	34	13	0
10	高知県信用保証協会	3,473,559	28.1	696,749	178,982,954	13,780,631	0	4	0	1	53	0	0
11	(財)高知県観光コンベンション協会	100,000	39.2	4,708	51,294	266,270	0	1	0	1	18	5	0
12	(財)高知県農業公社	5,000	100.0	9	405,458	245,279	280	0	0	0	4	1	1
13	(社)高知県農業用廃プラスチック処理公社	20,000	28.9	483	4,247	136,738	0	0	0	0	1	0	0
14	(社)高知県種苗センター	75,000	39.9	17,132	10,654	234,033	0	1	0	1	6	0	0
15	(社)高知県青果物価格安定基金協会	115,000	42.4	0	988,048	273,027	0	0	0	0	2	0	0
16	(財)高知県競馬施設公社	6,000	66.7	59,219	3,227,149	▲1,867,665	2,366,576	0	0	0	0	0	0
17	公益社団法人 高知県森と緑の会	5,000	37.0	▲1,100	6,732	24,990	0	0	0	0	1	0	0
18	(社)高知県森林整備公社	30,000	100.0	82	28,092,496	30,000	9,427,021	1	0	1	7	4	0
19	(財)高知県山村林業振興基金	475,386	49.2	3,646	14,140	984,770	0	0	0	0	0	0	0
20	(財)高知県苗木需給安定基金協会	33,000	66.0	614	1,922	59,885	0	0	0	0	0	0	0
21	(財)四万十川財団	5,000	50.0	▲1,884	2,221	61,285	0	0	0	0	1	1	0
22	(財)高知県牧野記念財団	10,200	25.1	17,484	125,429	153,044	0	2	0	1	17	3	0
23	(財)高知県医療廃棄物処理センター	3,500	35.0	10,889	15,334	366,547	0	0	0	0	0	0	0
24	(財)エコサイクル高知	18,500	36.3	607,544	866,047	363,559	0	1	1	0	2	2	0
25	(財)高知県魚さい加工公社	4,500	45.0	▲33,749	316,349	625,982	0	1	0	0	5	0	0
26	高知県漁業信用基金協会	589,400	45.1	41,917	6,975,323	1,706,880	0	1	0	0	3	0	0
27	(財)高知県内水面種苗センター	477,600	80.8	▲9,623	2,574	431,781	0	0	0	0	0	0	0
28	(社)高知県建設技術公社	500	23.9	▲925	128,208	502,127		1	0	1	27	2	5
29	高知県土地開発公社	10,000	100.0	▲33,730	11,642,674	380,753	7,773,567	1	1	0	10	1	0
30	高知県道路公社	2,555,000	100.0	0	4,915,405	2,555,000	3,888,680	0	0	0	0	0	0
31	(財)高知県のいち動物公園協会	1,000	100.0	8,494	148,309	337,841	0	1	1	0	26	1	1
32	高知県住宅供給公社	4,400	51.2	35,627	849,249	5,805,756	0	2	1	0	14	0	0
33	(財)高知県スポーツ振興財団	95,000	89.5	566	28,216	129,031	0	1	0	1	3	0	1
34	(財)高知県体育協会	208,130	70.7	▲274	15,050	296,453	0	0	0	0	3	0	0
35	(財)暴力追放高知県民センター	448,129	70.6	495	223	642,943	0	1	0	1	1	0	1
<公社等外郭団体 計>		10,208,530	—	1,570,118	252,659,161	33,598,281	23,768,133	29	7	13	317	80	10
1	高知空港ビル(株)	310,000	51.7	225,533	242,872	2,626,454	0	4	0	1	33	0	0
2	土佐くろしお鉄道(株)	245,000	49.1	▲154,445	662,877	418,546	0	4	0	0	78	0	0
3	(株)高知流通情報サービス	200,000	37.2	31,482	52,366	177,336	0	2	0	1	13	0	0
4	(株)高知県観光開発公社	150,000	42.9	3,763	9,581	359,023	0	1	0	0	14	0	0
5	(株)とされいほく	62,000	46.6	19,009	35,096	163,402	0	1	0	1	18	0	0
<株式会社(5社)計>		967,000	—	125,342	1,002,792	3,744,761	0	12	0	3	156	0	0
合 計		11,175,530	—	1,695,460	253,661,953	37,343,042	23,768,133	41	7	16	473	80	10

備考:「職員数」には、非常勤職員、臨時職員、嘱託等は含まない。